

上からの統合、下からの統合：サモア社会 の国民統合と村落構造

山本, 真鳥 / YAMAMOTO, Matori

(出版者 / Publisher)

国立民族学博物館地域研究企画交流センター

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

JCAS連携研究成果報告

(開始ページ / Start Page)

317

(終了ページ / End Page)

354

(発行年 / Year)

2003-12-26

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004789>

上からの統合、下からの統合

——サモア社会の国民統合と村落構造——

山 本 真 鳥

上からの統合、下からの統合

——サモア社会の国民統合と村落構造——

キーワード：サモア、ポリネシア、首長制、称号、植民地政府、地方自治、政治組織

山 本 真 鳥*

Integration from Above, Integration from Below:
National Integration and Localism in Samoa

KeyWords : Samoa, Polynesia, chiefly system, title, colonial administration, local government, political organization

YAMAMOTO Matori

The aim of this paper is to analyze the linkage in Samoa between the National Government (representing integration from above) and the local community organized by the traditional chiefly system (representing integration from below).

The paper starts with an ethnographic case description of a modern chiefly council (integration from below). The historical examination of integration from above follows. In the 19th century, the paramount chiefs made struggle for hegemony in vain and the supreme powers competed behind the chiefs. At the beginning of the 20th century, the colonial administration was established. In the preparation for independence that followed the anti-colonial movement and the reconciliation, the higher strata of the chiefly system was incorporated into the nation building, and the chiefly system was also modified accordingly. In the process of description, I argue that the "traditionalism" in the central government was the process of incorporating the things Samoan into a Western/modern political framework. The central government (integration from above) is based on the Western/modern idea of the separation of the three powers.

On the other hand, local government institutions have not been established in the central government. The local order has been maintained by the customary court of village chiefs which is based on different ideas from modern law and there are often conflicts between the central and local systems. The customary system is still powerful in rural areas. Nevertheless, it is not correct to conclude that the central government is without policy at all on the problem. Though very slowly, the government is trying to control the local system somehow and to restrict its power in certain limited decisions.

* 法政大学経済学部

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 下からの統合 | 3.1 ドイツ植民地統治時代 |
| 1.1 親族集団と村 | 3.2 ニュージーランド統治時代 |
| 1.2 地縁合議体の儀礼的機能 | 4. 独立後の上からの統合 |
| 1.3 意志決定システムとしての地縁合議体 | 4.1 独立時の政治の枠組 |
| 2. 19世紀の上からの統合 | 4.2 マタイ選挙制度の方向転換 |
| 2.1 西欧との接触と首長間の覇権争い | 5. 両統合の接合 |
| 2.2 議会の成立と「王」の交代制 | 5.1 デヴィドソンの構想と独立後 |
| 2.3 アピア国際社会の成立 | 5.2 村落合議体規則 |
| 3. 20世紀の上からの統合 | 6. 結論 |

ここで分析を試みているのは、サモア国（1998年以前は西サモア）の、国政レベルでの政府と国会——すなわち上からの統合——と、ローカルなコミュニティとしての村落および地方の首長制——すなわち下からの統合——との間の接合と不接合の問題である。

西サモア政府は独立の際に、ニュージーランド植民地政府からそのままそっくり移行した。国政レベルの立法制度のなかには伝統的な首長制が取り入れられているが、基本的には欧米流の三権分立の制度に立脚している。一方、地方自治の制度は最近までほとんど皆無に近かった。村落レベルでの秩序は主に各村にある称号保持者による合議体が慣習に則して維持してきたが、そこで行われている裁判システムは近代法の理念とは異なるものである。ときにその間の矛盾が問題となる。

しかし、中央政府は全く無策なのではなく、蝸牛のごとくではあるが、徐々にこの地方政治のシステムを馴化しつつある。それはあたかも植民地政府の法と秩序の浸透にも似ている。

この論文ではまず、著者が観察した地縁合議体の記述から始まる。その後、サモアの歴史のなかで、上からの統合がいかになされるようになったのか、そのなかで首長制がどのように取り入れられてきたかを議論する。19世紀にはパラマウント・チーフたちが覇権を目指して戦い、その背後で列強も鋸迫り合いを行う。20世紀前半に始まる植民地時代になると、植民地政府の制度作り、反植民地主義運動、和解と独立準備などのそれぞれのできごとに即して首長制との関わり方も異なってくる。170年以上にわたるプロセスであるためにいささか長い記述となってしまうが、国際関係上の要件としての国家という枠組にはめられることによって、首長制にもさまざまな変更が加えられていくことを検討する。またそうした国政レベルでの「伝統主義」は、西欧的な文脈のなかにサモア的なものを載せることであったこ

とを示そう。最後に、上からの統合と下からの統合を接合する近年の試みについて考察する。

1. 下からの統合

1.1 親族集団と村

サモアの村は比較的独立性の高い構造をもっている。各村は、複数の親族集団（*āiga*、アイガ）¹⁾で構成されている。概ね村は人口数百人程度だが、千人を超す村も珍しくはなく、2千人を超す大きな村も存在している。

親族集団は、村を基盤として、いくつかの首長称号名、宅地、耕地などの資源を共有している。親族集団の成員の子として生まれた者は、男性も女性も潜在的な成員権をもっている。成員権は、論理的には出自を辿りうるすべての親族集団に辿ることができる。また夫方居住が普通であると考えられているが、妻方居住をしてもかまわないし、また生まれた世帯を離れて、自分が潜在的にもつ成員権を利用して、他の親族のいる親族集団に移動する場合もある。しかし、親族集団の資源を利用するためにはそこに居住していることが重要であるため、多くの親族集団に成員権をたどることはできても、現実には資源を利用することのできる親族集団は1つないしはせいぜい2～3程度である。親族集団は多くの場合、複数の複合世帯で構成されている。

複合世帯の連合体である親族集団は、通常の場合、所属する人々の関係をたどることができる。単系出自をとっていないことを割り引いて考えるなら、アイガはリニージ（lineage）に相当するものであるといえよう。複合世帯は、10人から20人程度で構成されており、多くの場合親族集団内の称号名を授与された称号保持者が世帯のリーダーシップをとり、世帯の経営にあたる。妻と連携しながら、世帯内の労働力の配分を考え、様々な生産活動や家事などを行う。彼はマタイ（*matai*、家長）と呼ばれる。家長たちは、世帯の外においては、称号名にあらかじめ定められたアリイ（*ali'i*、首長）かつラファレ（*tulāfale*、儀礼首長）の役割をとる。

親族集団の中で最高位の称号名を継承した人は、集団全体のリーダーシップをと

1) アイガとは、この社会の親族システムに応じて、代表となる首長称号名の系譜関係を通じた複数の村を含む連合関係から、姻族、世帯など、さまざまな集団や関係に対して用いられる語であるが、ここで問題としているのは、財を共有する自律集団としてのアイガ＝親族集団である。

る。親族集団の土地は、名目的にはこの最高位の称号保持者のものとされているが、彼は集団全員がこの資源を使用できるように、適宜土地などの配分を行うこととされている。勝手に部外者に土地を売るなどはできない²⁾。

1.2 地縁合議体の儀礼的機能

さて、村全体の称号保持者はフォノ (*fono*、地縁合議体)³⁾ を構成するメンバーである。サモア語ではしばしば、「村」(*nu'u*) と呼ばれるこの会合は、多くの村で毎週月曜日に行われる⁴⁾ ことから、「月曜日」(*aso Gafua*) と呼ばれることもある。フォノを構成するのは、各親族集団の代表である称号保持者たちである。この会合は村に必要な様々の意思決定がなされる場であるが、それと同時に極めて儀礼的な場でもある。このフォノの儀礼的側面については、既に論じているので [山本 1984; Yamamoto 1987]、ここでは概要にだけ触れておこう。

三々五々、早朝に称号保持者たちが集まってきて、村の広場に面した高位首長の客用家屋の中に座る。楕円形をしたこの建物の基壇上の上座下座のうちから自分の称号名のランクにふさわしい場所を選んで座る。

主要メンバーが集まったのを確かめて、おもむろに主だったツラファレの、朝一番の演説を誰が行うかという交渉 (*fa'atau*) に入る。演説を行うツラファレがやがて決まり、彼は滔々と演説を始める。儀礼的な常套句や修辞にあふれた見事な演説を行うのである。その間、称号保持者たちのために青年団 (*'aumāga*)⁵⁾ のメンバーたちが集まって、カヴァという儀礼的飲料⁶⁾ を作る。

演説が終わったところでカヴァ儀礼が始まる。カヴァを飲むのになった1つのカヴァ杯しかないために、その順番によって村内の称号名間のランキングを確認する場となっているということもできる [山本 1984: 165-166; Yamamoto 1987: 216-217]。カヴァの作り方、杯の持ち方、杯を配る時の呼び出し方、捧げ方、飲む

2) 1890年代の初めに列強によって行われた土地所有問題の解決後、サモアの土地は売買禁止となった。土地の80%以上が、今日でも伝統的土地所有制度(親族集団による集団的土地所有)によって相続が行われている。売買も認められないわけではないが、出自集団内の全員一致での意志決定が難しいために、ほとんど取引はない。

3) できるだけ、日本語の用語を用いるようにするが、フォノはこの論文の中心テーマであるので、そのままフォノとして用いることにする。

4) 最近では月1度の会合しか行わない村が多いが、かつては週一回の開催が普通だった。

5) 正確には、村ごとに組織される称号をもたない男性たちの集団。称号保持者たちの食事の世話や、カヴァ儀礼の執行役をこなし、地縁合議体の称号保持者たちによる決定を執行する。

6) カヴァ (*Piper methysticum*) という灌木の木の根を乾燥させたものを、砕いて、カヴァボウルの中に入れ水を注いで揉み、カスをとり除いて、上澄み液を儀礼飲料とする。

前の動作等々にやかましいしきりがあり、高位首長には、カヴァ杯を配るときにだけ用いられる特別なカヴァ称号もある。

さらに、この会合の儀礼的側面は、ファアルベガ (*fa'alupega*) という儀礼的な呼びかけ文句にも確認することができる [山本 1984: 155-161; Yamamoto 1987: 208-212]。ファアルベガは、特定の地縁組織 (フォノ) に対する呼びかけであるが、実質的にはその地域の重要な称号名に対する呼びかけとなる⁷⁾。

このように、ファアルベガ、席順、カヴァ儀礼等々を通じて、フォノの席上では、会合が開かれる度に称号保持者たちが互いの距離や位置関係をはかり、序列を繰り返して確認する場となっているということが出来る。

1.3 意志決定システムとしての地縁合議体

このような儀礼の場であるフォノは、それと同時に、村の諸々の問題を話し合う場でもある。話し合う議題は実にさまざまであるが、フォノは、司法的機能と立法的機能とを兼ねていることが重要である。一方で執行を行うのは青年団であり、首長自らが執行することはしない。村の規則 (*tulāfono*) に違反した者はいないか、治安を乱す行為はなかったか、ということが問われる。もちろん規則を定めるのもフォノの役割である。また、特に規則として定められていなくても、サモアの慣習に反する行いであれば、裁判の際に問われることとなる。規則に違反した者として裁判の対象となるのは、村の住民に限る⁸⁾。

規則は、タロイモの茎の植え付けを若者1人何本すべし、といったことを定める場合もあるが、筆者が1978年から1985年にかけてしばしば逗留していたN村で何度も適用され確認されていた規則は、酔っぱらいや飲酒を禁ずるというもので「酔っぱらい40ターラー⁹⁾、飲んで暴れたら50ターラー」と決まっていた。さらに、N村にはなかったが、ビール禁止や服装に関する規定を設けている村もあった。男性のほおひげ、あごひげ、長髪禁止、女性のショートパンツ禁止といった規定である¹⁰⁾。

また、フォノではしばしば、規則として外出禁止令 (*vavao*) を定める。夕刻の

7) それぞれの集団を代表するのは称号名である。称号名に呼びかけることは、集団全体に呼びかけるのと同じことになる。部分をもって全体を表すという提喩の好例である。

8) 部外者が村に来て悪さをするようなら、裁判なしに即刻痛い目に遭わせることになる。部外者は裁判を受ける権利もない。

9) サモア・ドル。

10) これら、「西欧式」のファッションに対する抵抗は、かつてズボンをはいた男性がサラを科せられた [Pitt 1970] ことを考えれば、次第に弱まってきている。今日、長髪などを規制している村は存在しないか、あっても少数派であろう。

礼拝¹¹⁾の時間と、夜11時以降に外出禁止が定められることが多い。この違反者の取り締まりは、称号保持者たちが直々に張り番として出向くこともあり、または青年団に任せてしまうこともあるが、この違反に関しては、多くがサラ (*sala*、罰金や罰としての物納) を納めなくてはならない。また、N村の場合、外出禁止令の取り締まりは称号保持者たちが行っており、取り締まりの無断欠席にも罰金が定められていた。外出禁止令に従わないといった軽微の違反は裁判が行われるまでにはならず、その場で罰金の徴収が行われフォノでは報告があるだけだった。

裁判の対象の多くは称号をもたない若者であるが、そのような若者が確認されると、彼自身がフォノにつれてこられずとも家長である称号保持者がその監督責任を問われる。家長は自分に過ちの責任があるとして痛く恥じ入っており、ひたすらフォノの許しを請わんとする。それもそのはず、サモア人の論理では若者はほっておけばどんな悪さをするかわからないのであって、それをしっかり監督するのが家長の任務なのである。一方で、異なる親族集団に属する家長たちは、待ってましたと言わんばかりに相手の落ち度を責め立てる。次々と高飛車に過失のあった親族集団を責める演説をして、その家長の落ち度であることを確認する。

「犯罪者」を出した家長たちは、ほとんどの場合サラを提出しなくてはならない。従来これは、丸焼きのブタやタロイモなどの食料であり、現在ではしばしば、コーンビーフや塩肉の樽詰、魚の缶詰、パンやジャム等々がこれに加わる。

サラは金納と決まっている村もある。1981年のインタビューの際、政府高官がかつ村のフォノにも出席を欠かさないある称号保持者は、サラを金納として村の開発の資金とすることを提案し、彼の村ではそうした方策がとられていると述べていた。これらの食料は、会合の場で位階に沿って分配が行われ、労働力を提供した青年団の活動への参加者にも分け前が分配される。供された食物の一部を食べて後、称号保持者らは残りを家族のもとに持ち帰るのである。

こうした裁判の場合、しばしば他の親族集団に被害者がいるのだが、その被害者の損害をこのサラで補おうという発想はない。プランテーションの作物を盗まれたことを訴えた女性がいて、その犯人である村の若者が捕まったことがあるが、犯人にはフォノによって嚴重にサラが科せられたものの、そのうちから女性の(親族集団の)損害を補填することはなかった。また、傷害などの事件があっても同様である。フォノは仲裁を行っているのではなく、あくまでも村の秩序を乱す者に対する

11) サモアの各家庭では、日没の頃に一家が集まり、神に礼拝する習慣がある。宗派に関わりなく行われている。

表1 N村でのフォノ議題の概要 (1978年10月～1979年7月)

議題	回数	具体的議題の例
コミュニティ関係	24	政府の開発事業でブタ囲いの整備、学校の設備の修理、政府の要請で町の村長館のオープニングで演技する相談、政府役人の訪問等。
刑事裁判関係	21	
罰金の決定 (うち即座の支払・分配)	5 (3)	酔っぱらって暴れた等が多いが、その他に、インセスト1件、牧師宅での窃盗1件
罰金の支払・分配	4	物納の場合には分配が行われる。その場での食事と持ち帰り。
罰金支払いの延滞願 その他取り調べ等	5 7	
条例の制定	4	禁止等(飲酒、酔っぱらい)の確認、外出禁止令やその罰金の制定、クリスマスの飲酒許可。
外出禁止令の監視委員会	4	監視委員会の罰金の報告等
選挙	3	選挙にでる人から、投票の申し合わせの決定を希望・食物の分配、それに違反した人への制裁
財の分配	1	クリケットの時の儀礼で得た食料の分配

刑事罰を与えているのであると考えるとわかりやすい。

いささか古い資料となってしまったが、1978年10月から翌年7月までの間の断続的ではあるが、滞在先のN村のフォノの会合15回に参加して¹²⁾ 観察した58件の議題を分類して表1の結果を得た。この村には服装等に関する規定はない。しかし、外出禁止令や飲酒に関する規定は存在し、飲酒によって暴れる若者の取り締まりは、その活動の大きな部分を占めていた。刑事裁判に類する問題の場合、犯罪がシリアスであればあるほど会合の緊張は高まり、犯罪者を出した親族集団は極力速やかに食物(ブタ、箱入り缶詰、樽入り塩漬け肉など)を用意し、食事を出して決着をつけようとする。

この間で一番大きな問題となったのは、会衆派教会(Congregation Christian Church of Samoa=CCCS)の牧師宅での窃盗事件である。牧師宅には通常子どもや若者たちが昼間集まって、用事をしたり、教会活動を行ったりしている。13歳のこの子もそうした一人であったが、献金と聖書を盗むところを他の子に見つかり、見つけた子が人に話したために発覚した。牧師に対する犯罪というのは別格である。村人にとって牧師はフェアガイガ(*feagaiga*)¹³⁾という関係になり、敬い、最上の食物を献上し、いうことを聞かなくてはならない。

12) N村は、アピア近郊の伝統村であり4つの小村から成る。当時ほとんど毎週月曜日にフォノが開催されていた。しかし、間に他の村に逗留したり、海外に1ヶ月ほど出かけていたので、その間に参加は中断している。また、村長が海外に出かけてしまったために、最後の2ヶ月近くは開催されていなかった。

その問題が起こって以来、子どもが属す親族集団の家長たちはあわてて食物集めに飛び回ったに違いない。事件が発覚したのは日曜日であったが、月曜日にはとても間に合わず、しかしそのままおいておくわけにはいかないので、臨時のフォノが火曜日に、しかも料理などを出す都合上、その子の親族のもとで開催された。そのときにフォノが決めたサラは、ブタ10頭、缶詰20箱、細編みゴザ（*'ie tōga*）¹⁴⁾ 1枚であるが、決まるとたんに子どもの親族集団は既に用意していたサラを会場に持ち込んだ。スパム缶詰2箱、魚肉缶詰6箱、ビスケット大2箱、小4箱、ブタ7頭である。ただちにその中から牧師宅にスパム缶詰2箱、ビスケット大2箱、ブタ1頭を分け、そのために子どもの親族集団に用意させた細編みゴザ1枚を添えて持参した。被害者に対して救済がなされることは普通ないのだが、ここで行われたのは、フォノ自体が牧師に対する犯罪を恥じ、救済というよりも謝罪しなければならないと考えたからであろう。本来ならば、フォノは牧師に対して敬意を捧げると同時にその安全を保証する義務がある。さらにこの村に教会をもつ他の2人の聖職者、カトリック教会の助祭、メソジスト教会の牧師にも、各々ブタ1頭とビスケット小2箱づつが贈られた後、残りを参加した称号保持者たちの間で分配した。

後日この話についてインタビューを行うと、牧師は親族集団に負担のかかるこうした決着を望まず、警察にきてもらって犯罪を犯した子どもを近代法で裁いたらよい、と考えたという。しかし、フォノとしては牧師を対象とした犯罪をそのようなやり方で裁くのは恥だと思った。また、サラを払うことができない場合には親族集団ごと追放となったはずだ、という意見も聞いた。

1838年より7年間サモアに滞在した宣教師ステア（Stair）にもフォノに関する記述をみることができるが、彼の報告によれば、フォノの科す刑事罰には、サラとツァー（*tuā*）の別があり、前者は家、家畜、プランテーションの破壊（時に個人の財の没収や追放も含む）であり、後者は個人の体罰である [1983 (1897): 91]。19年間のサモア滞在の記録を1862年に出版した宣教師ターナー（Turner）も村の首長と家長たちの出席する会合について述べており、そこで窃盗、姦通、傷害、殺人などの犯罪や、さらに軽微な罪、首長に尊敬を表明しなかったり、客に失礼な態度をとったり、といったことに対して罰を科すことを記している。復讐が行われる

13) 兄弟と姉妹の間の忌避関係も同じ用語で呼ばれる。兄弟（とその子孫）は、姉妹（とその子孫）に敬意を表して、その要望にはすべからく応える必要がある。同じように村人は牧師に敬意を払い、その要望にはすべからく応える。

14) バンダナス製の目の詰んだゴザ。サモアの社会生活に欠かせない儀礼財。

こともあり、重大な犯罪者は遠くの土地へ逃れていくこともある。しかし、その犯罪者の家は首長らによって焼かれ、プランテーションは没収される。姦通の場合、眼がくりぬかれたり耳が食いちぎられたりする。その他にも、裸で太陽にさらされたり、頭を殴られたり、毒を含んだ根を大量に口に詰め込まれたりなどの様々な体罰がある。ブタとして扱われ、棒に逆さまにくくりつけられて運ばれ、しまいにウム(地炉)で蒸し焼きにされる刑もある [Turner 1986 (1861): 190-193; 1984 (1884): 177-180]。

これらの刑罰のうちで、今日のサモア人によく知られているものは、追放 (*fa'ate'a*) と「ブタ扱い」 (*saisai*) である。追放は、単に個人の追放のみですむ場合もあれば、世帯の家が焼かれ、プランテーションは根こそぎにされ、家畜もすべて殺される、という場合もある。1985年の調査のときに、慣習に通じた60歳代のある称号保持者は、「追放」のためにプランテーションの作物が掘り返され、木々は切り倒され、家畜が殺されることを若い頃みたことがあると述べた。しかし、そうした罰はもう行われていないということも同時に付け加えている。

すでに、ターナーの記述の中に、「しかし、これらの野蛮な刑罰は廃止され、科料はもっぱら食物と財に関して科せられている。ただし、殺人と姦通については無差別の復讐が時に行われている。」 [Turner 1986 (1861): 192] とある。おそらくは宣教師らが、こうした刑罰を禁止したであろうことは充分考えられるし、20世紀に入った後は、マウの時期を除けば、植民地政府もこれらを見逃すことはなかったろう。

こうしたフォノの活動に関して、同様に村の連合体である地方 (*itū mālō*) においても多少の機能は保持している [山本 1984: 155-167; Yamamoto 1987: 208-221] が、村レベルの方がずっと活発である。

2. 19世紀の上からの統合

サモアが西欧と初めて本格的に接触するのは1830年のことで、それはタヒチのロンドン伝道協会から派遣されてきたジョン・ウィリアムズ (John Williams) が『平和の使者』号で来航したときに始まる。サモア社会はもともと諸島全体の政治的統合が達成されていたわけではない。それぞれの村の連合体が地方毎に一定の、しかし可塑性をもった首長国を形成し、それぞれの首長たちが様々な関係をもちながら覇権を争う状況にあった。それぞれの首長は高い位階を占めながら、「君臨すれど

も統治せず」という存在であった。サモアの戦争の慣習では、相手を武力で破っても土地を奪うことはせず、敗れた側はしばらく別の地に逃走しているか、貴重財などを贈って恭順の意を示すことによって土地に留まるのが常であった。しかし外界と接触することにより、サモア社会には大きな転換期が訪れる。サモア統一を目指すパラマウント・チーフの間での政争は激化する一方で、列強の植民地化の動きもサモア社会内部に食い込んでくる。その間の過程をここでは概説しよう。

2.1 西欧との接触と首長間の覇権争い

ウィリアムズは運良く、当時重要な戦争に勝って、サモアの覇権を掌握したばかりのパラマウント・チーフの1人マリエトア・バイイヌポー (Malietoa Vai'inupō) に会見してその保護を受けることができた。その後一旦タヒチに帰ったウィリアムズは宣教師や教師を連れて1832年に再度サモアにやってくる。こうしてサモアのキリスト教化が始まった。ウィリアムズはその著書の中で、サモアのキリスト教化が人々の熱狂的な改宗熱の中で進行したと述べている [Williams 1837] が、実際にはそれがやや粉飾されたものであった [Moyle 1984: 13-16] にせよ、ポリネシア全体の改宗が他の地域に比して著しく速やかなものであった中で、同様の特徴を帯びていた。ミッションは1845年にサモア人牧師を育てるためにこの地に神学校を設立し、やがて印刷機も導入する。これは現在でもサモアで最も信者数の多い会衆派教会であるが、彼らの宣教活動開始後、メソジスト派やカトリック教会も改宗に乗り出し、マリエトアの対抗勢力の間に広がっていくことになる¹⁵⁾。首長の勢力争いと宣教師の活動とは密接につながり、その後のサモア政治史に関与していった。

それと同時に白人の入植が進行する。捕鯨船が訪れるようになり、その後、港として発達したアピアを中心に商人が住みつくようになった。最初に住み着いたキリスト教徒の商人は、ジョン・ウィリアムズの息子J. C. ウィリアムズで、後にアメリカ領事を務めた。またタヒチのロンドン伝道協会の宣教師を務めたジョージ・プリチャード (George Pritchard) は、サモアでは商業活動に従事し、1847年にイギリス領事となった。1850年代になるとプランテーション開発が行われ、ドイツ系のゴドフロイ社は1857年にここに支社を設立した。

人口密度も高く、さまざまな政争の舞台となっていたウポル島は、3つの政権に

15) ポリネシア社会において宣教活動はしばしば、勢力をもつ首長にターゲットを絞って行われた。さらに、後発の宗派は、その対抗勢力に浸透することで信者を増やす戦術をとることがしばしば見られた。

区切られていたが、東がアツア、中央がツアマサガ、西がアアナの3つの首長国に分かれ、それぞれにツイアツア (Tuiatua)、マリエトア、ツイアアナ (Tuia'ana) という三大首長が君臨していた。新興勢力のマリエトアに対して、その他2つの称号は古く、さまざまな儀礼的特権にとりまかれていた。ツイアツアとツイアアナの称号はパーパー (*pāpā*) というカテゴリーである。また、これら2つの称号名のそれぞれに仕える特別に位の高いツラファレ (儀礼首長) 集団がある。ルフィルフィ (Lufilufi) 村、レウルモエガ (Leulumoega) 村がその「首都」にあたる村で、これらの村やツラファレ団はツムア (*tumua*、首都) と呼ばれる。対するマリエトアは、パーパー称号ではないが、その選出は単に親族集団のみの問題ではなくマリエ (Malie) 村のツラファレ団が行うといわれる。一方、ツアマサガ全体の政治に関わるのはその隣のアフェガ (Afege) 村であり、この2村をあわせてラウムア (*laumua*、首都) という¹⁶⁾。

マリエトアはさらにサヴァイイ島の東側にも勢力を伸ばしていた。サヴァイイ島には、6つの古い政治センターとなっている村がある。ウボル島のツムアのツラファレ団に対して、これら政治センターの村のツラファレ団はブレ (Pule) と呼ばれていた。サヴァイイ島では3つのアオ (*ao*) カテゴリーの称号、リロマイアバ (Lilomaiaava)、トヌマイペア (Tonumaip'e'a)、タガロア (Tagaloa) がある。アオ称号に関してもパーパー同様で、普通の称号¹⁷⁾の選出のように、親族集団の成員が集まって選び出すのではなく、特定の血縁関係にある人々を候補者としながらも、家系の外にある強力なツラファレ団 (特定の村に既に存在している権力) が指名を行うものであった。

ウィリアムズが諸島を最初に訪れたころに出会ったマリエトア・バイイヌポーは当時力のあったマノノ島の首長レイアタウア・トヌマイペア・タマファイガー (Le'iataua Tonumaip'e'a Tamafaigā) との戦いに勝利を収めたところであり、彼はその戦いの結果として、伝説的な4つの称号、ツイアアナ、ツイアツア、タマソアリイ (Tamasoalii)、ガトアイテレ (Gatoaitete) を集めタファイファー (*tafa'ifā*) となり、マーロー (*mālō*、覇者ないしは政府)、すなわちサモアの王として君臨することとなった。前二者が、男性系のパーパー称号とされるのに対し、後二者は、

16) マリエトア方は、2つの機能をそれぞれに持たせたラウムアの優位性を説くが、マリエトアが新興勢力であることを考慮するならば、後からつけた権威付けであることを匂わせるものである。

17) アオやパーパーに対して、スアファ (*suafa*、イゴア (*igoa*) = 「名前」の敬語) と呼ばれる。称号には、アオ、パーパー、スアファの3つのカテゴリーがあることになる。

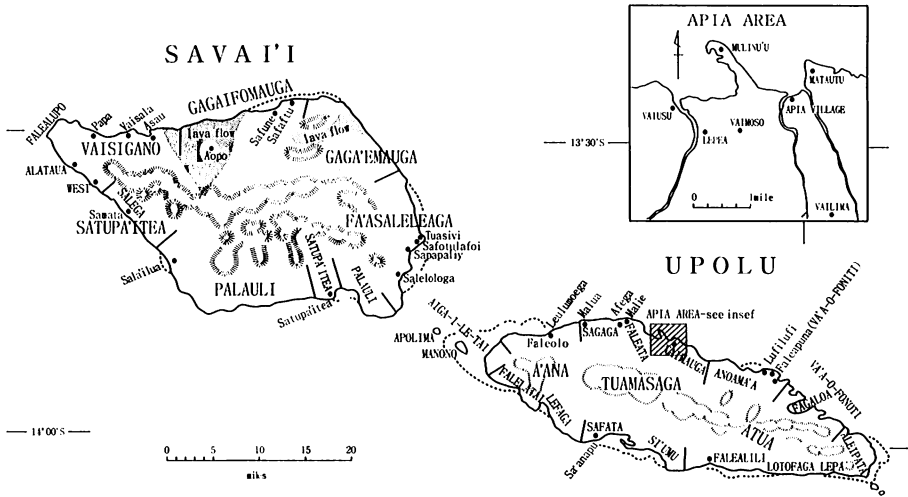


図1 西サモア

女性系のパーパー称号といわれていたが、それはそもそも後二者が、身分の高い女性名を起源としているからであろう。後二者はいずれもマリエトアの家系の女性であることに注目したい¹⁸⁾。

口頭伝承によればサモアで最初にタファイファーとなったのは、サラマシーナ (Salamasina) という名の女性であるとされている。マリエトアの直系としてガトアイテレの曾孫、タマソアライの孫であり、彼女は婚姻や養取を通じて、ツイアアナやツイアツアのみならず、トヌマイペアの家系にも通じていた。かくして、4つのパーパー称号を授与され、サモアを平和に治めたといわれている [Krämer 1958]。その後、サラマシーナの子孫はパーパー称号を授与されたものの、4つとも集めてタファイファーとなることはできなかったようである。

マリエトア・パイイヌポーはタファイファーとなり平和を導いたが、その前のタファイファー争いが熾烈であったため、彼以後二度とタファイファーを出してはならないという遺書を残した。しかし結局のところ、サモアの伝統政治の文脈では、政府といってもマーローすなわち覇者に過ぎず、敗者 (*vaivai*) を徹底的にたたきつぶすこともなければ、敗者を取り込んだ政府を形成することもなかった。サモアの統一は覇者対敗者の微妙なバランス・オヴ・パワーの上になりたっているのです、タファイファーが存在しなくなるとその平和はいかにも危ういものであった。

18) 前二者が、ウボル島の東と西の各々政体の「王」に相当する首長称号であり、それぞれのツムアが授与する権利をもつのに対し、後二者は、マリエトア家の身分の高い女性名にちなんだ称号名であるが、タマソアライはウボル島南岸のサファタ (Safata) 村が、またガトアイテレはアフエガ村が授与する権利をもつ。

1841年にバイイヌポーが亡くなるとたちまちその兆候が現れ、43年から15年近くの間、各地で小競り合いは耐えなかった。さらに1860年には、マリエトア称号の継承問題でたちまちマリエトアの親族集団内部での争いが始まった。順当にいけば、亡くなったマリエトア・モリー (Malietoa Moli) の腹違いの弟タラボウ (Talavou) が継承する運びであったが、宣教師たちの教育を受けたモリーの息子のラウペパ (Laupepa) も彼らの後ろ盾により名乗りをあげた。小競り合いから大きな武力闘争に移る前に交渉が成立し、二人ともマリエトアとなり、別々に居場所を保つこととなったものの、その関係はたいそう不安定で、それまでの敗者側勢力に力を与えることとなった。

1860年代の終わり頃に、双方の競争が激化し、ツアマサガ地方の覇権を巡って、アピア湾を挟むムリヌウ (Mulinu'u) 岬とマタウツ (Matautu) 岬とにそれぞれのマリエトアの支持者たちが集まり、二派に分かれて別々の政府を作った。そのころまでには白人たちもその争いに利害をもって荷担するようになり、さらにそれら白人プランテーション経営者の背後には列強が動くようになってくる。双方は武器を収集してにらみ合い、時に戦闘が勃発した。

2.2 議会の成立と「王」の交代制

1873年8月になると、ようやく合意がとれ、7人の最高位首長(各々地方を代表する)からなるタイムア (Ta'imua) という議会(上院に相当)と、30数名の首長(各々小地方を代表する)からなるファイプレ (Faipule) の議会(下院に相当)がそれぞれに活動を始める。この新しい制度は、代表性をつくる仕組として20世紀にも引き継がれていくこととなった。

その後、スタインバーガー (Steinburger) なるアメリカ人がアメリカ政府の代表として首長たちに食い込んで、サモアに王朝の設立を画策する。スタインバーガーは、さまざまな勢力の利害調整を行い、サモアを二分する勢力、マリエトア家とツプア (Tupua) 家の双方から交代で王を出すという合意をとり、マリエトア・ラウペパを王に、その首相に自分が就くことにして新しい政府を立ち上げた。しかしそのあげくに、アメリカ政府とは公式には何も関係がないことが判明してスタインバーガーは国外追放となる。スタインバーガーのサモア退去後の行動は不明で、彼の本当の意図などは現在でもわかっていない。

しかし、スタインバーガーが首長たちの心をつかむことに成功し、サモアの統合に向けて仕組を作ったことは重要であった。この後もサモアの政治は、マリエトア

家対ツプア家、ツムアとプレ(旧来のツラファレ勢力)対ムリヌウ派¹⁹⁾(新興首長派)、ツムア(ウポル島のツラファレ団)対プレ(サヴァイイ島のツラファレ団)、といった対立軸を挟んで、さまざまな勢力が三つ巴四つ巴になって争うことになるが、サモア全体をまとめる上院、下院への首長の選出方法や話し合いの形式、対抗勢力が交代で代表を出す形式などがこの頃にできあがっていった。またそれと平行して、次第にタファイファーに代わって、タマアイガ(*tama'aiga*)が政治の舞台に出てくる。タマアイガとは、大親族集団(親族集団の連合する大集団)の擁する高貴なプリンスのことであるが、次第にマリエトア家のマリエトアと、ツプア家のタマセセ(Tamasese)、マタアフア(Mata'afa)、ツイマレアリイファノ(Tuimaleali'ifano)の4人の称号保持者に争点が絞られるようになると同時に、1870年代以降は、列強がサモア在住自国人の利益を楯にこれら首長間の覇権争いに裏となり表となり関与して、さらに事態を複雑なものとした。それら列強とは、イギリス、ドイツ、アメリカ合州国の3国のことである。

2.3 アピア国際社会の成立

アピア(Apia)湾は天然の良港であり、かつウポル島ではここだけが小さいながらも平野部分を形成している。また東西に長い島の北岸中央部にあるということもここに入植した白人たちが住み始めた理由であろう。1830年代の終わりには、外国船が頻々と訪れる港となり、やがて入植者の集落ができるようになった。1839年にはイギリスと合州国はそれぞれに暫定的に領事を任命しているし、ドイツもゴドフロイ社が進出してまもなくの1861年には領事のポストを設けている。1847年になるとアピア住民会議が白人住民たちのボランティアな組織としてできあがる。1856年には約75人の外国人がここに住みついていた[Gilson 1970: 178]し、1868年ロンドン伝道協会の統計では、26人のドイツ人、105人のイギリス人、83人のアメリカ人、その他総計236人の外国人が住んでいた。この中には正式な結婚をしたサモア女性と父の本国に国籍をもつハーフの子どもたちが含まれている[Salesa 1997]。そのほかに、白人の男性とともに暮らす現地妻のサモア人女性やハーフの子どもたち、それ以外のサモア人たちを含んで、アピア社会が成立していたが、そこはあたかも別世界の様相を呈していたのである[Wareham 2002]。

彼らの生命や財産を守ることは列強の関心ともなり、またそれを理由として列強

19) アピアの西側につきだした岬で、ここを政治勢力の集合地としたためにこの名がある。現在、ムリヌウの地には国会と土地称号裁判所、ならびに气象台が置かれている。

はサモアの「行く末」に介入してくることとなった。また現地に入植した欧米人の中からは、積極的に本国の力を利用する動きも存在した。1879年には、英・米・独と「サモア政府」との間で条約を結び、アピアの外国人による自治組織、アピア市協議会（Apia Municipal Board）²⁰⁾を発足した。アピア市協議会はここに住む外国人によって運営された。

主としてアピア市に住む「外国人」は、ほとんどの男性が正式であれ事実上であれサモア人女性と結婚することが多かったために、やがて実質的にはハーフの人々が多くを占めることになる。しかし、ここでできあがった「外国人」のコミュニティはサモア財界を牛耳り、別の意味でサモア史を形成していく一大勢力となるのである。

さらに列強は、首長間の争いが絶えず、「王」の決まらない現状を憂慮するとともに、いい加減に譲渡や売買がなされていた土地所有問題を解決すべく、1889年にベルリンで三国間の協議を行った。ここでアピアは正式に境界をもつ租界となり、アピア以外についてはサモア人たちの自主性を重んじることが取り決められるが、争いは一向に収まらず、結局列強はベルリン条約を反故にして1899年にサモア諸島を東西に分割して西サモアのドイツ領有を決めてしまうのである²¹⁾。この経緯については、既に他に書いたことがあるので〔山本 2000〕、詳細に立ち入ることはさげよう。

3. 植民地統治下の議会と首長

3.1 ドイツ植民地統治時代

紆余曲折を経て1899年に西サモアを植民地としたドイツは、1900年になってここに植民地政府を形成した。ドイツ統治は第一次大戦が開始されて間もない1914年に、ニュージーランド軍がここをほぼ平和理に占領したため、あっけない幕切れとなった。その間14年間の統治期間であった。しかし、初めての植民地統治を行ったドイ

20) そのメンバーは、ドイツ人の会長と選出された3名のドイツ人、2名のイギリス人、1名のアメリカ人からなっていた〔Clare 1964: 157〕。

21) サモアに関心をもっていた英・米・独の間で以下の取り決めが行われた。イギリスのトンガの保護領化と、ブーゲンヴィル島を除く西部ソロモン諸島の保護領化を黙認する条件で、イギリスはサモアから手を引き、植民地開発に関心のあったドイツが西サモアを、海軍基地を作ることを目指していた合州国が東サモアをそれぞれ分割領有することとなった。

ツ政府はこの短い間に多くの変化をもたらしたのである。

前もって暫定政府の役人として着任していたゾルフ (Solf) は、1900年3月の植民地政府の成立と同時に西サモア総督となる。彼は、植民地政府のデザインをかなり自由に取り決めることになった。彼の構想の中では、サモア人のもとももっていた自治システムは、サモア人を馴撫するために必要なものだったが、サモア人の権利を認めたとはいえなかった。植民地政府の大きな目的は植民地経営であり、1879年のゴドフロイ社の倒産後プランテーションを引き継いだドイツ通商農業会社 (Deutsche Handels- und Plantagen Gesellschaft DHPG) の順調な経営を援護することであった。また、彼はここに人頭税を導入した。彼は当時サモア人の間でも勝者=政府であると認められていたマタアフア・ヨセフォ (Mata'afa Iosefo) を最上位首長 (*ali'i sili*) に、またマタアフアの進言によりタマアイガやそれと同等の首長たちをタイムア (上院) に任命した。マタアフアをサポートするツムアとブレ (伝統的に特権をもつツラファレ団) たちをファイブレ議会とし、ムリヌウ半島にとどまって政府 (マーロー=勝者) を構成することを許した。しかし彼は、ドイツ皇帝を最上位王 (*tupu sili*) であるとして、最上位首長のさらに上位に位置する者であると明言した。さらに彼は、土地称号委員会 (Land and Titles Commission) を作り、またさまざまなサモア人の役職を作り出す。それらは、地方長 (*ta'ita'itū*)、地方判事 (*fa'amasino itūmālō*)、村長 (*pulenu'u*)、書記 (*fai'aitusi*)、警官 (*leoleo*)、農業監察官 (*pulefa'atoaga*) といったものであり [Meleiseā 1987: 54; Davidson 1967: 84]、それぞれ役職に応じて給付金をもらう制度になっていた。こうした新しい動きに併せて、それまでの慣習に従った伝統的な勢力であるマタアフアやツムアとブレ (伝統的特権をもつツラファレ団) にとっては、特権を次第に奪われていくことになり、おもしろくないことであったといえよう。

さらに、アピア市は、植民地政府の直轄となるため、アピア市の自治組織であるアピア市議会は解散させられた。この動きは当然、白人と混血からなるアピア社会の住人の不満を高める結果となった。

さらに、コブラの独占的販売をめぐる、会社設立の運動を行ったことで、マタアフアはその地位に留まることを許されたが、タイムア議会とファイブレ議会は解散させられ、ムリヌウ半島から追い出された。その代わりに、ゾルフは慎重に人選した29人の首長を新たにファイブレに任命して、必要なときにゾルフが招集する諮問機関とした。彼らは給金をもらってドイツ政府の出先機関となった。

サモアのシステムを一見重視するように見えるが結局力でもってねじ伏せるよう

山本 上からの統合、下からの統合

な統治に、怒りを覚えた有力ツラファレのナムラウウル・ラウアキ・マモエ (Namulau'ulu Lauaki Mamoe) は、反政府の意志を示す恣意行動を指導した。これが、第一次マウ運動である。この結果ラウアキは捕らえられ、数人の首長とともにミクロネシアのサイパン島へ島流しとなった。

最上位首長の地位は1912年のマタアファ・ヨセフォの死をもって終わりとなり、1913年には2人の皇帝顧問 (Fautua Kaisalika、パラマウント・チーフから選任) が選ばれファイブレ議員を兼務した [Clare 1964: 16; Davidson 1967: 88]²²⁾。

3.2 ニュージーランド統治時代

1914年の第一次世界大戦勃発直後に西サモアに侵攻したニュージーランド軍が占領して以後、ベルサイユ条約によって西サモアの委任統治が決まる1920年までは軍政が敷かれた。その後は、ニュージーランド政府島嶼領土統括部 (Department of Island Territories) の下に置かれた。自らもまだある意味での英国に対する従属的な地位にあったニュージーランドは、植民地経営に不慣れで、とりわけ最初の軍政時代には検疫の不備からスペイン風邪の流行を見、人口の2割を失うという失策をおかしている。

さらに、1926年に始まった第二次マウ運動は大がかりな不服従運動に発展して、ニュージーランド統治はデッドロックに乗り上げる。この状態は1936年にニュージーランドで労働党が政権をとって、西サモア統治に将来の独立を目標とする新しい方針を打ち出すまで続いた。

ニュージーランド植民地政府は1920年に、サモア立法会議 (Samoa Legislative Council) という議会に相当するものを作ったが、この成員は植民地政府長官と4人の行政官、ニュージーランド総督の任命する4人の民間人 (アピア在住の「外国人」カテゴリーの財界人) によって構成されていた。1923年には新たに、ファイブレ議会がサモア人の福祉のために作られたが、長官の任命によるものだった。同時に立法会議は行政官と民間人が各6人に増員された。さらに同年、民間人6人のうち、3人は選挙によって選ばれるものとした。しかしながら、マウ運動が始まると任命による民間人のメンバーは3人が2人に減員された。その間、混血の実業家たちのなかでマウに参加した人々は国外追放となり、サモア人首長たちは投獄されたり、称号名を剥奪されたり、自分の村から追放となったりした [Field 1984]。

22) 2人とはそれぞれ、マリエトア家とツプア家を代表するタマアイガであった。ファウツアは紆余曲折を経て、独立時には国家元首となる。

1936年に労働党が政権をとって後、植民地政府はマウの指導者たちと和解した。サモア人を扇動したとして追放になっていたハーフの実業家O. F. ネルソン(Nelson)の国外追放を解き、運動に参加していたタマアイガを含む高位首長たち(具体的にはツイマレアリイファノ、ツプア・タマセセ、ファウムイナー(Faumuina)など)のリーダーシップを認めた。それまで認めていなかったサモア人の自治と独立を将来の目標に明確に定めることとなった。それに伴い新たなサモア人自治の方針が打ち出された。

ファイブレ議会は1939年に任命制から選出制に代わった。41の選挙区から称号保持者たちの互選により選ばれた者たちで構成され、3年毎に選出が行われることとなった。

その後、第二次大戦の終結後新しい国際連合のもとであらためてニュージーランド信託統治領となった西サモアでは、明確に独立を視野に入れた組織作りが始まる。1948年になると、立法会議が廃止され代わりに議会(Legislative Assembly)が形成される。その構成は、議長に高等弁務官(旧長官)、ファウツア(顧問)の2名、ファイブレ議会を代表する11名、選挙で選ばれた欧米系²³⁾の5名、行政官から計6名のうち3名は高等弁務官、3名はニュージーランド総督の指名によるものだった。1952年になると、行政会議が新たに創設されるが、これは高等弁務官と、彼の指名する3名の行政官、2名のファウツア、議会のサモア系メンバー3名、欧米系メンバーの1名から構成されていた。行政官の3名は議会のメンバーと重複することになっていた。

1956年には行政会議に参加すべき行政官は、総理府次官(Secretary to the Government)、財務次官(Financial Secretary)、検事総長(Attorney-General)の3名とされ、議会からのサモア系、欧米系ともに1名ずつ増員となった。

1957年には、議会はファイブレ議会の41名のメンバーと選挙で選ばれた5名の欧米系のメンバーから構成されることになり、議長だった高等弁務官は選挙で選出されたメンバーがとって代わることとなった。この時点から、ファイブレ議会に関しても無記名投票による選挙が開始されている[Davidson 1967: 333-337]。

このような筋道で、次第にサモア側の独立準備が仕込まれていった。立法会議はもともと、行政サイドに対する諮問機関的性格が強かったのであるが、それが議会となり、立法機関としての性格を有するようになり、それが最終的には、サモア人

23) 西サモアでの通称はEuropeanであるが、これはアメリカ出身者の子孫も含んでいるので日本語では「欧米系」とした。

社会の慣習に関する話し合いだけを行っていたファイプレ議会をも吸収する議会となった。また、行政会議は将来、内閣に相当する役割を視野に入れて構成されていた。実際に1959年には、議会からメンバーを補充し、大臣のポストにつくこととなった。この間憲法起草委員会が作られ、1954年と1960年には憲法大会議が開催されて、西サモアの国家の枠組が西サモアの住民により議論されていったのである。

この一連の動きのなかで、もうひとつ注意すべきことがある。それは欧米系住民の問題である。欧米系住民は、19世紀にはアピア市協議会を形成し、租界としてのこの町の運営を行っていたが、ドイツ植民地政府が始まるとともに彼らの自治組織は認められず、植民地政府の直轄となる。1914年にニュージーランドが占領してからも、自治は行われなかった。アピアの欧米系市民のなかには、これについて不満をもつ者も多かった。マウ運動の指導者であったネルソンも最初は、市民委員会 (Citizens' Committee)²⁴⁾ という組織を作り、欧米系住民の有志を集めて政府に様々な要望を出していくということをした。しかし、やがて欧米系住民の代表者は、立法会議のメンバーに民間人として3名選出され、3名政府に任命される形で植民地運営に加わることができたのである。この欧米系住民の権利は、マウ運動下で最小限に抑えられるものの、西サモアの独立が視野にはいつてからは、当初議会には、ファウツア (顧問) が2名とファイプレ議会の11名をあわせ、サモア系が13名しか入っていなかったのに対し、欧米系からは5名もの代表が選ばれていたことからみても、欧米系のプレゼンスは多大であった。

しかし、次第に独立が近くなるにつれ、サモア系に対する欧米系の比率は小さくなっていく。最終的に独立後の最初の選挙 (1964年) からは、サモア系が45名に対し、欧米系の代表枠は2名となったが、それは人口比に合わせたものであった。その意味では、欧米系住民のプレゼンスは次第に小さいものとなっていき、さらに将来の国の主人公はサモア系であることを思い知らされる結果となった。欧米系住民には時期尚早として独立反対を唱えるものが多かったという。しかし、一方でネルソンを始めとしてサモア系の親族との絆を強くもち、独立を支援する人々もいた [Davidson 1967: 170-173]。

24) 1920年結成当時は、アピア市協議会のような組織を目指したと思われるが、ネルソンらの影響で、マウ運動の欧米系住人からなる部会、のちにはサモア人も多く含み、やがてマウ運動を組織するサモア・リーグ (Samoa League) に発展した [Field 1984: 53, 72, 84]。マウ終了後はまたもとの組織になったが、欧米系委員会の生みの親ネルソンの影をずっと引きずることとなった [Davidson 1967: 170]。公的な性格はない。

4. 独立後の上からの統合

1961年の国民投票（plebiscite）で憲法と独立を承認して、1962年1月1日に独立が成立した。独立時の国家のデザインは、当時の新興国家としては一風変わったものだったが、それは28年経過した1990年に変更することになる。この経緯をこの節では検討しよう。

4.1 独立時の政治の枠組

独立に際して、マウ運動に始まる政治的リーダーたちのもとに結集したサモア人たちは、サモア・モ・サモア（Samoa mo Samoa、サモア人のためのサモア）の理念を貫こうとした。行政官たちの中には、サモア人にはまだその能力がないとする人々もいたし、サモアの住人の中にそうした意見もあった。しかし、政治リーダーたちは初志を貫いた。

サモアの独立時の国家のデザインのなかで注目すべきは以下の3点にまとめることができよう。

第1点は、選挙制度である。1957年にニュージーランドがファイブレ議会に無記名投票選挙を導入したとき、それは、従来のマタイ制度に立脚しつつ近代的な投票制度を折衷したようなものだった。被選挙権も選挙権も称号保持者だけがすることができる、というものがそれだ。称号保持者＝家長のリーダーシップの下に人々の労働力を結集して大家族の生活を営むサモア人たちにとって、21歳以上の誰もが同等の投票権をもつ現代の普通選挙はその社会生活になじまないものだった。彼らが採用したのは、選挙という現代的な制度とマタイ制度を折衷した選挙制度であった。

もともとサモアのフォノは、村のものに関して最もまとまりがよかった。村の上位である地方についてもフォノの会合が開催されることはあったが、全国レベルの代表制には土着の制度はない。先に見てきたように、ツムアとプレ（ウポル島を代表する3つの村とサヴァイイ島を代表する6つの村のそれぞれのツラファレ団）²⁵⁾、または、タファイファーやタマアイガというパラマウント・チーフはあっても、地域を代表して近代的な国政をになうには不向きであった。

一方でファイブレの制度は19世紀に起源をもち、その後人数や地域割に変更はあったものの、植民地時代には統治のための道具としてずっと用いられ、1939年にニ

25) ツムアとプレは特定の村からの代表であり、非常に儀礼的な文脈での役割はあったが、近代的な文脈での国政を担うのは難しい。

ューゼランド植民地政府の下で、それまでの任命制から選挙区毎に会議を開催して代表者を決めるという制度へと移行する。話し合いは時に難航したが、おおむね次の二つの方式のどちらかで決まった。

- (1) 当該選挙区の中で、伝統的地位が最高であることが誰の目にも明らかであるか、政治家としての資質が飛び抜けていて反対者がいないために、単独の代表が決まる。
- (2) 当該選挙区に含まれる村の間で順番にファイプレの地位を回す。

その後ファイプレ議会は独立時には立法の役割を担わせることを視野にいたした制度改革が進み、1957年に西サモア全体の立法を司る議会となり、それと同時に無記名投票による選挙が始まった。しかし、選挙という制度はサモア社会には必ずしもなじみがなく、結局もとの話し合いを重視した方式がとられることが多く見られた。デイヴィドソンによれば、無記名投票の選挙が行われた選挙区は41選挙区中1957年では10、1961年では18、独立後の1964年には29と増加しているものの、選挙区を構成する村が集まって会合が開かれ、そこで話し合いによって代表を選ぶことが多く行われていた [1967: 336, 425]。サモア的感觉では、話し合いの努力が実らない場合に選挙が行われるのであった。意見の不一致があるということを好まず、全員一致の決定を好むサモア的意志決定の理念に人々はこだわった [Keesing and Keesing 1956: 104-106]。1人しか候補者が出ないときには結果として無選挙となるので、選挙制度をとったとはいいながら、実際には無選挙で代表者が決まることもまたしばしばあったのである。選挙という制度がありながら、選挙に持ち込まれることを恥と考える風潮すらあった。サモア人リーダーたちは、普通選挙をサモアになじまぬものと考えた。

一方、ニューゼランド政府の思惑としては、称号保持者のみが選挙に参加するマタイ選挙制は、移行過程として導入したはずであった。国連が独立を認める際には、その領土が十分に民主化されていることが条件となる。したがって、21歳以上の普通選挙を導入することは当然のことであると考えられた。

しかし、拡大家族のなかからふさわしい人を称号保持者=家長に選び、さらに称号保持者がその中から代表を選ぶというのは、サモアの土着の民主主義であり、人々の意向は十分に反映されるのであるという主張が学者などによってサポートされ [Davidson 1967; Keesing and Keesing 1956]、最終的にはさまざまな交渉の末に、国連も国民投票で承認されることを条件にこの制度を認めた。

第2点目は、国家元首をどうするかという問題である。19世紀に王朝の成立を見

ることがなかったサモアでは、パラマウント・チーフと呼ぶべき首長が複教名いたが、1人に絞ることは20世紀になってもできなかった。ドイツ時代の終わり頃につくられたファウツア（顧問）という役職があり、これには3人以内のタマアイガが就くことが常となっていた。憲法起草委員会の提案はファウツアに相当する首長がこれに就くことがふさわしいということであり、憲法大会議では概ねこの案が受け入れられたが、タマアイガ4称号のうちファウツアとなっていたのは、当時マリエトア・タヌマフィリ二世（Malietoa Tanumafili II）とツプア・タマセセ・メアオレ（Tupua Tamasese Meaole）の2人だけであった。この2人としたのは、タマアイガ4称号のうち、マリエトアだけがマリエトア家の出身で、その他3名はツプア家の称号だったということもある。この2つの家系はともにサモアを2分するものだった。4人が輪番で元首を務めるという案もあったが、さすがにそれでは国はまとまらなると多くは考えた。しかし、この2人が終身の共同元首になるのであれば、他のタマアイガにはチャンスがめぐってこない可能性がある。当時比較的若かったマタアフア・フィアマー・ムリヌウ二世（Mata'afa Fiamē Mulinu'ū II）はこの決定に不満を述べたが、結局受け入れ、1957年の選挙に候補者として出て政治家に転身する。彼は、やがて1959年に初代の首相となった。一方、ツイマレアリイファノ・スアティパティパ（Tuimaleali'ifano Suatipatipa）は、元首補佐会議という機関に属することとなった。これはいざというとき元首の代行をしたり、補佐するものである。共同元首となったマリエトアとツプア・タマセセは、一方が亡くなったときに単独の元首となり終身務めるが、その後は5年の任期で国会の選挙により決まることとなっている〔Western Samoa, Legislative Assembly n.d.: 15-16〕。ツプア・タマセセ・レアロフィが独立の翌年1963年に亡くなって以来2003年現在まで、マリエトア・タヌマフィリ二世が単独で元首の地位にある。

最後の問題は、欧米系住民の処遇である。欧米系といってもほとんどは混血しているが、欧米系の先祖の国籍をそのまま持っている者もあればない者もあった。植民地時代には、サモア人よりもいい処遇を受けてはいたが、植民地政府からは必ずしも好まれてはいなかった。とりわけマウ運動の時代に、欧米系住民の活動家はサモア人を扇動する者として海外に追放されている。彼らの存在は、アピアが一種の租界であった19世紀の名残であることは間違いないが、それを20世紀の植民地時代も受け継いできたことが重要である。ドイツ時代にはアピア市協議会が廃止されている。しかし、ニュージーランド時代になると1923年に設立された立法会議の中には民間人が含まれることになり、この一部はやがて市民委員会などの要望を反映し

て公選制となる。これはアピヤ市協議会の機能を実質的に吸い上げる意味もあった。当初サモア系の代表もここに加えることをニュージーランド政府は考えていたが、ファイブレ会議は勢力の減少とみてこれを拒否した [Field 1984: 67]。立法会議は1948年になって議会になったと同時にサモア系の代表が含まれるようになるが、それまでは欧米系の民間人だけの参加する会議であった。議会の形成をもってして、欧米系とサモア系の2つの異なる統治形態を1本化する方針が決まったといえるだろう。以後欧米系の代表性は次第に縮小していく。

欧米系住民は、ほとんどが混血であったし、欧米系のそれぞれの国の国籍を取得している場合もあったが、既にそれが失われている場合も多かった。植民地時代には、混血 (half-caste) の身分というものがああり、西サモア内だけのルールとしてこれが適用されていた。ニュージーランド時代には、半分以上サモア人の血を引く混血はサモア系の身分になることも欧米系の身分になることも選択できるが、サモア系の血が半分に満たず海外の国籍を取得している者はサモア系にはなれないし、欧米系の血をもたないものは欧米系にはなれなかった。実際にサモア系にも欧米系にもなれる人でサモア系を選択する人は稀であった。欧米系とサモア系の違いは、代表制への参加手順が異なることに加え、サモア系は親族システムを通じて土地や称号を取得することができるのに対し、欧米系は政府の居住地 (宅地) 割り当てを受けられることができ、さらに会社のシェアの所有や飲酒なども許されていた [New Zealand, Legislative Assembly 1939: 2-3]。

これら、異なる身分制度の下にあった人々をひとつに統合するのは結構難題であった。欧米系のリーダーたちの多くが独立を時期尚早と考えたのは無理もない。結局、独立に際してはサモア系も欧米系も等しくサモア国籍を付与されるが、二重国籍は認められない規定となった [Western Samoa, Legislative Assembly 1959]。この決定に失望した欧米系の人々の中には海外への移住の道を選んだ人も多い。

選挙の制度だけは、旧ファイブレ制度一本では欧米系に不利となるので、折衷が試みられた。ファイブレ選挙区で称号保持者が立候補し称号保持者が投票するシステムにおいては、大家族の中から称号保持者 (マタイ) を選ぶ段階で代表者の選出が行われているというのが根拠となっている。称号保持者を選ぶ時点ですべての人は国政に参加しているということもできるのである。しかし、理論上サモアの社会制度 (マタイ制度) の下にはない欧米系の人々は、この制度下では自分の代表者を選ぶことができない。このために、個人投票制度 (individual voters system)²⁶⁾ が作られた。個人投票者は、1962年独立の時点で家族を代表するマタイ=家長をもって

いなかった人とその子孫である。21歳になったときに登録をして、この枠の2名の定員に対する選挙権・被選挙権が与えられる。しかし、本人や配偶者がマタイの称号を授与されると自動的にその権利を失う。またその未成年の子どもも成年したときの個人投票者となる権利がなくなる。これらの人々はマタイ制度の下にあるとみなされるからである。さらに個人投票制度で選ばれる代表の数は、人口比から割り出すこととなっており、それまでの5名に対し2名が割り振られることとなった。

ニュージーランド統治下では、欧米系の人々は称号保持者になれなかったが、独立後これが可能となり、旧欧米系の人々も多くが称号を授与された。制度的な境界が取り払われて両者の融合はかなり進んだといえるが、現在でも個人投票制度は廃止されていない。

4.2 マタイ選挙制度の方向転換

マタイ選挙制度は、サモア社会の伝統保守の証左として国際社会からは驚きをもって迎えられたが、人々はそれを誇りとした。しかし次第にサモア社会自体の変化があり、マタイ選挙制度の是非については、国民的な大議論が生じることとなった。

その大きな問題点は、称号保持者が増えすぎたことである。もともとサモアの称号名は分割が可能であり、これにより人口増加に柔軟に対応してきた側面がある。しかし、議会の選挙における選挙人の確保にこの方法がとられるようになり、これまでとは異なる目的での称号分割が行われるようになった。土地やその他の権限の分割も含めた従来の称号分割とは異なり、新しいやり方はそうした財の分割を考慮しない名前だけの分割として生じ、同じ名前の称号保持者を大量に増殖する。1961年の時点で既にマーサックは選挙対策としての称号分割に注目しているが[Marsack 1961: 12-13]、この称号分割による方法は手っ取り早く選挙に勝つ方法とみなされ、選挙区によっては恐ろしい数に称号保持者が増えていった。選挙のために名目的称号を授与された人々を「選挙マタイ」(*matai palota*)と人々呼んだ。ティファニーの報告では、ヴァイシガノ東第一(Vaisigano East No.1)選挙区ヴァイサラ(Vaisala)村とアサウ(Asau)村では、それぞれの候補者の競争でこの現象がおこり、1964年にはそれぞれマタイの数が36名と65名であったのが、1967年には617名と643名になり、1972年には609名と610名となった。しかし「選挙マタイ」は、

26) サモア政府囑託として、独立時の制度作りに参画したデイヴィドソンは、この制度から人種的用語を排除しようと努力したと述べている [Davidson 1967: 376]。確かに今そのことを振り返ってみると、先見の明があったといわざるを得ない。

マタイ制度の本質をゆがめるものとして議論が高まり、1969年には土地称号裁判所の登録官に権限を委ね疑惑のある称号を剥奪できるように法律の改正が行われた。1975年選挙時にはそれぞれヴァイサラ村98名とアサウ村106名に減少している [Tiffany 1975: 94-102]。

称号名が増殖する理由は、実は単に選挙対策だけではない。町や海外へ移住した人々とのさまざまな関係を保つためにも称号の授与は行われた。海外移民は年々増加し、現在では、東西サモアの人口——サモア国総人口17万4千人（2001年センサス速報）、アメリカ領サモア総人口5万7千人（2000年センサス） [Secretariat of the Pacific Community, Demography/Population Program 2002] ——と同じかそれ以上のサモア人が環太平洋先進諸国に居住している²⁷⁾。この体勢のもとそれぞれの住む場所にふさわしい役割をもって親族集団に貢献するという役割分化——具体的には、町や海外の称号保持者は送金し、村の称号保持者は儀礼を執り行うという役割分担——を行うようになっていく。また親族集団の中で一定の分枝に称号保持者が増えると、他方でもバランスをとるために増やさざるを得ないというというメカニズムも同様に働いた。こうして称号保持者の数は著しく増殖した [山本 1989: 322-325; Yamamoto 1994: 191-195]。

しかし、称号名の急激な増殖が選挙制度のせいであるというのは多くのサモア人の考えであり、それがこの国の立脚するマタイ制度を大きく揺るがすものとして受け止められるようになり、国会内には選挙制度調査委員会ができた。この調査委員会報告は、委員長ツプア・タマセセ・レアロフィ四世 (Tupua Tamasese Lealofi IV) の名前をとって通称「タマセセ・リポート」 [Western Samoa, Legislative Assembly 1979] と呼ばれるが、この中で委員会は、称号分割を防ぎマタイ制度を守るために普通選挙の導入が必要であると答申している。その後多くの議論を尽くす中で、結局1990年には国民投票 (referendum) が行われ、被選挙権はまだ称号保持者にしかないものの、選挙権については21歳以上の誰もが投票できる普通選挙を選択することになった²⁸⁾。

27) ニュージーランド在住サモア人11万5千人（2001年センサス） [New Zealand, Statistics 2002]、アメリカ合衆国在住サモア人13万3千人（2000年センサス）（ただし、このうち1割は他のエスニック集団への帰属も同時に申告している） [US Census Bureau 2001: 9] に加えて、オーストラリアその他在住のサモア人があり、さらにセンサス漏れを加えるとおそらくは諸島全体よりはるかに多いであろう。

28) これを機会として、人口増加の著しい選挙区2つにつき、それぞれ1名ずつの増員が行われたので、国会議員の定数は49となった。

海外の人々から見ると西サモアのこの制度変更は、サモア人の伝統主義の宗旨替えのように見えるが、実際には人々は、マタイ制度を保持するという「伝統主義的」名目のもとに普通選挙を導入したのである。

5. 両統合の接合

さて、上からの統合を説明するには長い歴史的記述が必要であったが、この上からの統合において、サモアの村々の政治が考慮されることはほとんどなかった。19世紀は、誰が政権を取るか、王となるかに関心が集まっていた。

20世紀になってからの植民地政府において、ゾルフは中央政府から村に至る中間地点として、村をいくつかまとめた「地方」(*itūmālō*)をひとつの区切りとしようと考えていたが、この制度はむしろサモア人の役職を増やすことでサモア人側を分断し支配しようとした痕跡が見えるものの、実際に地方自治がゾルフの構想に沿って実現されきちんと機能していたとはいいがたい。しかし、ゾルフの任命した村長(*pulenu'u*、プレヌウ)を中心にして村の伝統的な政治権力はむしろ強化されたようである。

ニュージーランドの初期の統治においても、ファイブレ議会はサモア人の慣習についての議論をさせる場と考えていたが、それ以上に踏み込んだ自治をさせようと考えていたわけではない。またファイブレ議会を通じて村や地方の政治をどう動かすかという構想があったわけではない。さらに1926年から10年間続くマウ運動の間、むしろ村々の自治機能は働いていたが、中央政府のコントロールの下にはなかったし、人々はそれに逆らうことすら辞さなかったのである。地方をどのように治めるかといった構想を練ることなどはとてもできない相談だった。マウ終了後第二次大戦に至る間もほとんどこの問題は手つかずであった。

5.1 デイヴィドソンの構想と独立後

1948年に独立準備が開始された頃、西サモア政府のアドバイザーとして新政府の構想に力を貸した政治学者のデイヴィドソンは、さまざまな分野で改革を行い独立政府の構想を練るが、そのときの活動のひとつが、地方と中央の関係をどのように作っていくかという課題であった。

彼はとりあえず1947年に改革の大まかな青写真をつくるが、地方政府委員会(Local Government Commission)を作る前に実態調査が必要であるとして、1950

年に調査委員会 (Commission of Inquiry) を作り、村々の政治がいかに行われているかの実態調査を行った。デイヴィドソンは彼のために演説を行うツラファレ(儀礼首長)を伴い、有力首長とともに行うサモアの伝統的な公式訪問の形式にのっとり、村から村へと訪問して聞き取り調査を行った。彼の実態調査により、具体的に各村々でどのように伝統的政治が行われているのかということが明らかにされた。報告は著書『サモア人のためのサモア』(Samoa mo Samoa) に詳細に記述されている [1967: 262-315]。その内容は概ね次の点にまとめることができるだろう。

- 1) 村や地方の政治の単位はそれぞれにある。小村(村がさらに分割されている場合)がかなり独自性をもってフォノを形成している場合がしばしば見られる。その場合にも小村の連合体である村が全体的な政治を行っている場合がある。ドイツ時代にゾルフが構想した地方自治の制度では、プレマウ(*pulemau*)という地方レベルでの委員会を形成して村を越えた政治制度を作っていくことになっているが、それを今なお行う活発な地方もあった。ただしその場合も中央政府との連携は失われている。
- 2) 村により、実際にどのように意志決定をしていくかの詳細にはバリエーションがある。また有力政治リーダーのもとで、制度改革の動きもある。
- 3) 村でのフォノの会合に出席するのは、ある例外の村を除けばほぼすべて称号保持者に限られる。さらによその村で称号を授与されている者も居住している村のフォノの会合に出席している場合がある²⁹⁾。
- 4) 称号をもたない男性(*taule'ale'a*)の間でも有能な若者が出てきており、高位首長の息子ではなくそういった若者に若者組のリーダーシップを任せる動きが生じている村もある。また多くの村で、旧来の婦人組織にとってかわって婦人会(women's committee)が作られ、幼児の衛生や、公衆衛生的な指導を受ける窓口となってきている³⁰⁾。
- 5) 村での犯罪に対してフォノは対応しているが、犯罪者個人よりも親族集団や家長に罰を与えることになっていて、近代法とは異なる概念で制裁が行われている。罰は普通食物である。軽犯罪に対しては現金を罰金として徴収する

29) 1980年前後の山本の観察でも、この現象を確認している。そういうときには、モノタガ(*monotaga*)といってフォノで食事や現金をふるまって、そのフォノの正式メンバーたちに認めてもらうのである。ところが、アメリカ領サモアではこのやり方がとられていない(1992年の調査で確認)。マタイであっても自分の称号が所属する村を離れると、称号のない若者として儀礼的にも現在いる村の称号保持者に仕えることになる。

30) その他に、若者の寝る場所の変化や、外出禁止令の変化など報告されているが、ここでは煩雑なので取り上げない。

村もあるが、まだ食物となっている村もある。犯罪に関しては親族集団間の鋭い反目から生じることがあり、その争いをやめるために謝罪儀礼 (*ifoga*) がある。村からの追放という罰もあるが、それは教会や政府の禁止により実行が難しくなっている。

デイヴィドソンは、これらの結果をもとに、地方自治委員会 (District and Village Government Board) を形成する計画を作成した。大きな課題は、これまで未統制であった地方や村レベルの政治組織を一定のルールのもとに政府の統制下におさめることである。サモアの慣習を重視すること、サモア人主体の自治であること、の2原則を理念とし、さまざまな改革を行う計画が盛り込まれていた。

- 1) まず、地方政治のそれぞれのユニットやメンバーシップについて、きちんとしたルールを確立すること。地域区分や、若者や女性の参加をどのように位置づけるか、また別の村から授与された称号保持者を村のフォノのなかでどのように扱うか、など。
- 2) 中央政府と地方政治の間の法律上・慣習上の矛盾をなくすこと。そのためには、現行の慣習に関する綿密な実態調査が必要である。
- 3) 慣習を法律として適用するためには文書化が必要であるから、地方や村で規則を記録として書き留める業務が必要であり、これを村長³¹⁾に委ねることが望ましい。また教育のある若者を事務職に任命してこれを補佐することも考えられる。
- 4) 地方レベルでの司法機能は、サモア人地方判事 (*fa'amasino Samoa itūmālō*) という職の任命がドイツ時代より引き続き行われてきていたが、有名無実であった。地方や村の秩序はそれぞれのフォノによって維持されていたわけだが、この成果を認めて継続させるためにも、法律により何らかの限度を定める必要がある。ひとつの方法は、サモア人地方判事などのポストを活用することによって地方や村の裁判制度を確立することである。別案としては、地方や村のフォノから高等裁判所との間に何らかの控訴審を用意する方法である。また、食物による罰はふさわしくなく、現金の罰金のみを認める方向が望ましい。

デイヴィドソンらは結局、1954年に地方自治委員会法 (District and Village

31) ドイツ時代に作られた官職。ニュージーランド時代になっても任命が行われていた。「村長」というのがその直訳であるが、それを政府職員 (*sui o le mālō*) と改名しようというデイヴィドソンの提案は評判が悪かったという。

Government Board Ordinance) の成立を受けて、地方自治委員会をつくり、各地方に自治体ができるようサポートを始めるが、結局この試みはあまりうまくいかなかった。

地方自治を整備しようという中央政府の意図の一つは、水道の整備のために地方の受け皿を必要としていたことがあるが、そのような開発の目的は、あまりマタイたちの伝統的権威に抵触することなく達成することができ、1958年までには、23もの水道管理機関を設立することができたが、地方政治機関 (local government authority) に関して申請はありながらひとつとして設立までもっていったものはなかったのである。いずれの場合も、権利関係が錯綜しており、リーダーシップのいがみ合いが多く働いたとデイヴィドソンは述べている。また、中央政府や政界のリーダーたちも独立間近となってからは、中央の仕事に忙殺されてしまった。とりわけ、法律上の矛盾をどうなくすかの問題は難問であり、お手上げのまま1962年の独立を迎えることになる [1967: 312-315]。

この問題に、独立してからの西サモア政府が全く無関心でいたわけではない。著者が入手した政府の部内資料によると、1971年に「村長、農業監察官及び地方自治の制度に関する調査委員会」というものが作られて、調査検討を行ったことが明らかとなっている [Western Samoa, Government 1971]。

この報告書の主な部分は、村長、農業監察官の役職の実態調査であり、結局前者は役割を実際に果たしており必要であるとしたのに対し、後者は役職だけあるが活動実態がないので、廃止が望ましいという結論に達している。村長に関していうならば、植民地時代に間接統治のために作られた制度で、その意味での役割は既に終えているが、さらに開発のために発展させることが望ましいとしている。地方自治委員会の試みは成功していないが、問題解決型の機関は、水道、電気、病院、学校、婦人会などに関しては成立しているもので、それら個々に活動するのではなくまとめたものがコストパフォーマンス的にも必要で、地方自治体の設立は望ましいと述べている。そのために、地方自治に関しては、地方自治法を活性化するか、若干手直しをして、地方自治体の育成に努めるべきであるという結論が出る。それを目指して、4段階の移行過程を想定したが、その行き着くところは、村をいくつか集めた地方を作り、それを治める委員会を作ることである。最初は村長などに頼りながら、罰金収入で財政的基盤をもつ村の自治組織をつくり、やがて委員会を中心とした地方自治体の制度作りに努めるとある。最終的にはさらに、アピアは特別区として、これを治める地方自治をとりわけ必要としていると論じてあった。この構想は、当

時、地方自治に関するラディカルな改革を考えた役人がいたことを物語っている。しかし、この書類の存在を教えてくれた人の話では、構想は実際には実現されなかった。この構想で特徴的なのは、デイヴィドソンが心配していた伝統的な裁判制度と中央政府の法律とが矛盾する問題はほとんど考察されていない。というのは、この構想では伝統的な制度は次第に整ってくる地方自治の新しいシステムによって段階的に取って代わられることになっていたからである。

山本が主調査を行った1980年前後、西サモアで地方自治は野放しの状態であった。村長はまさに間接統治を意図した植民地政策の落とし子であったが、中央政治があたかも独立に際して植民地政府にとって代わっただけであると考えれば、それはまさに中央政府が現在に至るまで「民情」を知る有効な布石であり続けたわけである。

村長を除いて中央政府と村などの地方自治とのパイプ役を務めるのは、主に総理府地方開発課であった。この課は村が開発に関わる融資を必要としているときに、利子の一部を肩代わりするなどの援助を行っており、村やコミュニティ単位の小さな開発プロジェクト推進の手伝いをしていた。

既に71年の政府調査委員会の報告のなかで、問題解決型の機関は、水道、電気、病院、学校、婦人会などに関しては成立していると述べられているように、それぞれの開発事項についてはほとんど問題なく運営されていた。このほかに、警察が数箇所を駐在所を運営していた。

問題となるのは、中央政府のもつ国全体に有効な成文法とフォノの裁判の間の矛盾であり、フォノが裁判を行い罰金を徴収するのに、法律的な背景は全く存在していないことであった。その点について著者はインタビューを行ったが、政府関係者はほぼ異口同音に、フォノの存在意義を認めていた。彼らの論点は以下のである。

「この国が、少ない警察官で秩序を維持できるのはフォノのおかげである。警察官はほとんどがアピアにいて、村で盗みなどがあってもそこまで手が回らないし、増員することは財政上難しい。さまざまな紛争をそれぞれの事情をよく心得た村のフォノに任せておくのは、問題がないだろう。また、この国の裁判では、もしも被告が伝統的な方法で既に制裁を受けている場合（村に罰金を納めるとか、謝罪の儀式をすませているとか）には、ある程度それを勘定に入れて判決を出している。もちろんそれを保障する法律があるわけではないが、慣行としてそうになっている。」これは、インタビュー当時検察官であったP.A.氏の言であるが、同じ意見は多くの

政府関係者から聞くことができた。慣行として村落部での犯罪については、殺人や傷害事件は警察が現場検証などを行って、アピアの裁判所で近代法により裁かれることになっているが、窃盗などに関しては暗黙の了解の下で村のフォノに任されていて、警察が立ち入ることもない。

一方、その当時あごひげや長髪を理由に何度もフォノから罰金を徴収されていた若者のなかに、この制度の理不尽さを訴える人がいたが、その人々ですら、筆者が村の裁判が法的手続きを踏まないために誤りを犯す可能性について問うても、そんな可能性は問題とはしていなかった。確かに、村のなかで人々の行動というのは誰にもよく見えるものとなっているので、人々が「xxの仕業」と考えたものが間違いであったことがないのは著者の経験則からいえるのではあるが。

5.2 村落合議体法

さて上記の状態が続いていたが、既に述べているように1990年に憲法改正を行って普通選挙を導入する際に、同時に「村落合議体法」(Village Fono Act) というものが議会を通過した。この法律は、「村のフォノが、村固有の慣習と通例に従って権力を発揮することを有効とし、権限を与え、ある種の権力を確認する、ないしは与えるものであると同時に、これからおこる出来事に備えるものである。」[Western Samoa, Legislative Assembly 1990] とされている。

この立法について、ローソン (Lawson) は次のように述べる。

「この動きの(同年成立することになっていた普通選挙の) サモアの伝統に対して与えるはずの『一撃を和らげる』ために、政府は「埋め合わせ措置」の可能性を持ち出していた。一つは上院の創設でありこれは実現しなかったが、もう一つは村落合議体法による村のフォノの強化であった。法廷に持ち込み、そこでフォノの権力に関して議論を行う結果、(違反者を追放したり、商業活動を統制したりするフォノの権利など) の伝統的権力の強制が、憲法に保障されている人権に違反しているという議論を行うことで、ファアマタイ (*fa'amatai*、マタイ制度)³²⁾ に対する挑戦が進行しつつある以上、早期にこの法律を成立させることが重要であった。」[1996: 156]

あるゆゆしい村内での事件をローソンはとりあげている。その事件をかいつまん

32) ファアサモア (*fa'asamoa*、サモアの慣習) という曖昧な語に対して、社会制度としてのマタイ制度をサモア社会の基盤として考える人々は、ファアマタイをサモア社会の根幹であると述べる(例えばローソンによるアイオノ・ファナアフイ (Aiono Fanaafi) のインタビュー) [Lawson 1996: 152; Aiono 1992]。

で述べるならば、以下の通りである。1993年9月、ある称号保持者が家の前で狙撃されて死に、彼の家財は破壊された。彼は20年に及ぶニュージーランド滞在から帰国した者である。村のフォノの科した罰金（含物納）を納めないなどの行動があり、さらにクリケットの試合で同じ村のチームに入ることを拒否して、相手方のチームに加わった結果、前者が敗北した。その後些細なことから小競り合いがあり、上記の結果が生じた。この件の裁判において被告弁護人は、加害者の行動を上記村落合議体法を根拠として弁護した。さらに、その3週間後には、選挙で他の村の候補者を支持したために、村から100年の間追放された者も出た [Lawson 1996: 155-156]。

ローソンはその著書のなかで、南太平洋諸社会、特にトンガ、サモア、フィジーにおいての、民主主義をめぐるディスコースを細かく分析している。そして民主主義、さらに人権といった現代のグローバルな価値に対して、相対主義が行き過ぎることを警告している。というのは「伝統」すなわち旧来の慣習をそのまま現代において行うことは不可能であり、「伝統を守れ」というディスコースは、すべての事項に関して主張されるわけではなく、そこに選択が働く。「伝統を守る」ことはいったい誰の利益になるのだろうか。誰によってその主張がなされるかに注目しなければならない。そしてすなわち、「伝統文化や伝統的価値が尊重される」社会としての三国についても、それぞれの社会内部で、伝統墨守を主張する人々もいる一方で、改革を求める人々の声も生じているとローソンは述べる。

さらに、2000年に出版された『サモアのガバナンス』(*Governance in Samoa*) という書物はサモア人学者たち自身の考えや分析を知ることができて興味深い。そのなかで、ウナサ (Unasa) は、ローソンが取り上げている事件に言及した上に、さらに信仰の自由が阻害されている2件についても報告している。

サラムム (Salamumu) 村では、メソジスト教会のみが村のフォノにより認められている宗派であるところ、村内で聖書研究会の活動を行っているグループがあり、その間で緊張が高まり、ついに1998年にそのリーダーと家族が「ブタ扱い」刑に処された。ただしこのとき死は免れている。この事件は、ラジオ・オーストラリアなどを通じて世界に報道された。さらに、カトリック宣教師が初めて到着した村サマラエウル (Samalaeulu) で、モルモン教の布教をはじめようとした若者がもう少しで「ブタ扱い」刑の最終段階、ウムで調理にされてしまうところだったのを、教会役員が仲裁に入り未然に防いだ事例が1997年にある [Unasa 2000: 157-158]。

さらに同じ本のなかでツイマレアリイファノ (Tuimaleali'ifano) は、ファレラータイ (Falelātai) 村で牧師一家が村から追放となった事件の顛末を語る。もとも

と牧師家族と村との間にあった慣習的な不婚のルール³³⁾を犯す事件があり、そのために特別な清めの儀礼を行っていた。しかし、教会の資金の使い込み疑惑を声高に責める牧師の妻の行為が村のなかでの緊張を高め、かつてのルール違反が再び問題となって牧師一家が追放となったと彼は解説する。

確かにウナサやツイマレアイファノ、また最後の章を担当しているメレイセアー (Meleiseā) があげるケース [Huffer and So'o 2000] から見る限り、フォノによる裁判や決定は、村の中に緊張関係を抱え込んだときに、多数派の意見を少数派に無理矢理受け入れさせるものとなることがしばしばあることが理解できる。そして、少数派がその決定を受け入れないときには、追放、ブタ扱い、殺害といった理不尽な形で村の多数派が少数派に対して手を下す結果となるのである。そうした村内の不和の原因として、メレイセアーは現金経済の導入によって伝統的な身分関係が変動していることを正しくもあげている。

6. 結論

さて、以上のようにサモアの国民統合のなりたちを主に歴史的な視野から眺めてきた。上からの統合は、どちらかというとな国際的な必要性のなかで模索されてきて、西欧的な文脈のなかにかにサモア的なものを載せていくかという課題から出発してきた。サモア人の代表をそこに加える工夫というものはありながら、それは20世紀となってからは植民地政府の統治の枠組のなかで成立するものであった。植民地政府がサモア政治を牛耳る上でサモア側が納得できる代表制が必要であったことは明らかである。ただしそれは、トップレベルの首長たちを駒として、それらがうまく制度の用意した枠組のなかにはまっていこう配置することであった。

マウ運動が、それら植民地政府の統制が村々に浸透することを阻害したことは明らかである。マウ運動の間、植民地政府の側からみれば無政府状態であった村々は、かつてより行われていた「自治」制度であるフォノのシステムをそのまま温存し、それによって秩序は保たれてきた。そして、その秩序を守り、植民地政府の介入を未然に防ぐために、人々はおそらく意識的・無意識的に過度のサモア的な制裁は避けてきた。またキリスト教の教えや聖職者の存在がそれら無惨な制裁を阻止してき

33) 牧師はフェアガイガと呼ばれるが、これは男性（およびその子孫）に対する姉妹（およびその子孫）のことで、その間にはインセスト的な不婚のルールが慣習的に存している。このとき、牧師の娘と村の青年はニュージーランドに逃げてかの地で結婚していた。

た側面も存在する。

本当の意味での無政府状態に陥らずにすんだのは、19～20世紀前半を通じて、村内の社会構造が大きな改変をうけることなく、ほぼそのまま続いてきたことが大きい。変化が全くなかったわけではむろんないが、それは概ねゆるやかな変化であり、人々の日常生活が突然に遮断されたりすることはなかった。1889年のベルリン条約で土地取引を凍結し、伝統的土地所有制度がそのまま残ったことはその大きな要因である。また、20世紀となってからは、大きな内戦はなくなり、概ね平和な生活が続いている。

デイヴィドソンが1950年に調査を行うまで、村落の自治制度がどのように行われているかを植民地政府は詳細に把握していなかったのであるが、それはある意味で植民地政府の怠慢でもあるが、その一方緊急に立ち入るほどの問題が生じていなかったということの証左でもある。

近年の村落合議体法の制定は、村の自治制度を公式に認定したものであるが、この規則が政府の統制をすすめるものとなるのか、それとも村の伝統政治を活性化させるものなのかについては、人類学者の間でも統一見解はなかった [Timothy O'Meara, personal communication]。Lawsonの見解は前者であり、この規則の制定が伝統主義を勢いづかせる結果となっていると考えているようだ。

しかしウナサは、ローソンの記述からさらに踏み込んで、上記マタイ殺害事件の裁判の顛末を述べている。裁判では、村落合議体法の適応範囲が「第6条 罰—この法律にて村の慣習の用法に沿って村が村内の違法行為に対処する権力にこの法律が無限定に村のフォノに与えるのは、以下の罰を科す権力とする。(a) 現金、細編みゴザ、動物および食物。またはそれらのいずれかの組み合わせ。(b) 違反者に村有地での労働を命令する権利。」と定められており、事件のような権能がフォノには与えられていないことを確認した上で、関わった人々には通常の刑法が適用され、殺害をおこなった者には殺人罪で死刑が宣告された [Unasa 2000: 158-159]。「ブタ扱い」というのは、口頭伝承では存在しているも、実際にそれが行われたことがあるかどうか。また「追放」にしても、犯罪の当人のみならず家族も追放され、家財の破壊や家畜の皆殺しを伴う過酷なものは、植民地政府や教会の反対があったためか独立前後あたりからすでに一般的に行われるのは難しかった。デイヴィドソンも1950年の時点で確認している (5.1参照)。伝統や慣習もそれぞれの時代に変化してきた。その意味で「ブタ扱い」や「追放」などの罰は慣習的に行われなくなって久しく、それが法制定後に「伝統」のディスコースの下に実行されたことにむし

ろ驚くべきであろう。しかし、裁判官が「伝統」の呪縛をいとも簡単に振り払って、加害者を有罪としたことも重要である。サモアは近代国家なのだ。

また村落合議体法には、「第11条 控訴の権利……（中略）……何人もフォノの裁定により不幸にして罰を含む何らかの不利益を被った場合、その裁定に対して裁判に控訴する権利をもち、裁判所はそれに対して審理を行い裁定を下さなくてはならない。……（中略）……第5項 裁判所は控訴について以下のいずれかの裁定を下す。（a）控訴を受け入れ、控訴された裁定を無効とし撤回する。（b）控訴を棄却する。（c）フォノに審理をさしもどす。しかし、ある罰や不利益に対してそれを補う別な罰や不利益を科することはできない。」というふうに、不利益を被った人に控訴する権利も与えているのである³⁴⁾。これが文字通り実行されるならば、やはり政府の統制が徐々に進んでいくと考えてよいだろう³⁵⁾。

ウナサは、様々な問題点を数え上げながらも、決して悲観論に終わらずに、中央政府の村落へのコントロールの努力について述べている。1983年に政府は内務・地方開発諮問委員会を法令に基づいて設置した。さらに1995年には「内務法」(Internal Affairs Act) が成立し、1996年の法改正後、総理府にあった地方開発課は独立して内務省となった。地方や村の開発から発展して、村長制度全体をここで統括するようになっていく。1976年の村長法や1983年の内務・地方開発法により村長の職は確立されたが、その役割は必ずしも明確ではなかった。それが確立されたのは1995年法である。15項目に規定された村長の役割のなかには、村の美化や衛生といった項目もあるが、他には死亡、出生、称号就任などの証明書の発行、秩序維持、開発の推進や、政府の調査への協力などがあげてある。村長の指名について、1976年から1983年までは村の方から適任者を推挙していたが、その後大臣の指名となり、1996年以降は、内務省次官の指名により大臣（現在は総理大臣が兼務）が任命することとなっている。

つまり村長を政府の出先機関化して、少しづつコントロールの度合いを増していこうという企ては亀の歩みのごとくではあるが徐々に実現されているのである。1971年のマル秘レポートは、1978年の段階では実現していないとのことだったが、

34) ただし、いったんフォノで決まった追放の決定が裁判に訴えて無効とされても、もとの村に実質的に帰ることができない場合は、この村落合議体法ができる以前にも存在していた [Unasa 2000: 159]。

35) しかし、2003年9月の調査においては、この法律の問題点を指摘するインテリが多かった。この法律を盾にしてのフォノ「暴走」に対し、個人が裁判に訴えて自らの権利回復を行うという対処法は現在のサモアでは確立されていない。(脱稿後付記)

長期的には実現に向けて少しづつ動いていると考えてよい。

謝 辞

この論文は、これまでの著者の研究の断片を生かしたものであるもので、とりわけそのためにプロジェクトを組んだわけではない。しかしながら、著者が1978年に東西センターの奨学金で西サモア調査を始めてからこれまで、放送文化基金（1981-2年）、文部省科学研究費補助金（1985年以後数度）、トヨタ財団（1988-9年）の財政的支援を受けていることと、また数多くのサモア国内外の友人たちに支えられていることを銘記し感謝したい。

参考文献

- Aiono Le Tagaloa, Fanaafi
 1992 The Samoan Culture and Government. In Ron. G. Crocombe, Uentabo Neemia, Aseela Ravuvu, and Werner Vom Busch, eds., *Culture and Democracy in the South Pacific*. Suva: IPS, University of the South Pacific, pp.117-138.
- Clare, B. L.
 1964 *The Parliament of Western Samoa*, Revised Edition. (leaflet)
- Davidson, J.W.
 1967 *Samoa mo Samoa: The Emergence of the Independent State of Western Samoa*. Melbourne: Oxford University Press.
- Field, Michael J.
 1984 *Mau: Samoa's Struggle against New Zealand Oppression*. Auckland: A. H. and A.W. Reed.
- Gilson, R. P.
 1970 *Samoa 1830-1900: The Politics of a Multi-Cultural Community*. Melbourne: Oxford University Press.
- Huffer, Elise and Asofou So'o, eds.
 2000 *Governance in Samoa: Pulega i Sāmoa*. Canberra: Asia Pacific Press and Suva: IPS, University of the South Pacific.
- Keesing, F. M. and M. M. Keesing
 1956 *Elite Communication in Samoa*. Stanford: Stanford University Press.
- Krämer, Augustin (trans. by Bro. Herman)
 1958 *Salamasina*. (Mimeographed). Pagopago: The Old Boys Assoc. of the Marist Brothers. (Original: Salamasina: bilder aus altsamoanischer Kultur und Geschichte. 1923, Stuttgart.)
- Lawson, Stephanie
 1996 *Tradition Versus Democracy in the South Pacific: Fiji, Tonga and Western Samoa*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Marsack, C. C.
 1961 Notes on the Practice of the Court and the Principles Adopted in the Hearing of Cases affecting (1) Samoan Matai Titles and (2) Land Held according to Customs and Usages of Western Samoa. (revised edition). Apia: Government Printer.

山本 上からの統合、下からの統合

Meleiseā, Malama

1987 *The Making of Modern Samoa: Traditional Authority and Colonial Administration in the Modern History of Western Samoa*. Suva: Institute of Pacific Studies, USP.

2000 Governance, Development and Leadership in Polynesia: A Microstudy from Samoa. In Elise Huffer and Asofou So'o, eds. *Governance in Samoa: Pulega i Sāmoa*. Canberra: Asia Pacific Press and Suva: ISP, University of the South Pacific, pp.189-200.

Moyle, Richard, ed.

1984 *The Samoan Journals of John Williams 1830 and 1832*. Canberra: ANU Press.

New Zealand, Legislative Assembly

1939 Mandated Territory of Western Samoa. *Appendix to the Journals of the House of Representatives, New Zealand*. A-4. Wellington : New Zealand, Legislative Assembly.

New Zealand, Statistics

2002 Pacific Profiles - Samoan from 2001 Census). (<http://www.stats.govt.nz/domino/external/web/nzstories.nsf/htmldocs/Pacific+Profiles+-+Samoa>) (December 20, 2002)

Pitt, David

1970 *Tradition and Economic Progress in Samoa: A Case Study of the Role of Traditional Social Institutions in Economic Development*. Oxford: Clarendon Press.

Salesa, Damon Ieremia

1997 "Troublesome Half-castes": Tales of a Samoan Borderland. MA thesis, Department of History, University of Auckland.

Secretariat of the Pacific Community, Demography/Population Program

2002 Oceania Population 2002. (<http://www.spc.int/demog>) (December 25, 2002).

Stair, Rev. John B.

1983 (1897) *Old Samoa, or Flotsam and Jetsam from the Pacific Ocean*. Papakura: R. MacMillan. (First Published in London: Religious Tract Society).

Tiffany, Sharon W.

1975 Entrepreneurship and Political Participation in Western Samoa: A Case Study. *Oceania* 46(2): 85-106.

Tuimaleali'ifano, Morgan

2000 *Talofa e'Āiga, ua 'ai e lago le tofa!* Village Governance and Development in Falelatai. In Elise Huffer and Asofou So'o, eds., *Governance in Samoa: Pulega i Sāmoa*. Canberra: Asia Pacific Press and Suva: ISP, University of the South Pacific, pp.171-187.

Turner, George

1984 (1884) *Samoa: A Hundred Years Ago and Long Before*. Suva: Institute for Pacific Studies, Suva.

1986 (1961) *Samoa: Nineteen Years in Polynesia*. Apia: Western Samoa Historical and Cultural Trust.

Unasa L.F. Va'a

2000 Local Government in Samoa and the Search for Balance. In Elise Huffer and Asofou So'o, eds. *Governance in Samoa: Pulega i Sāmoa*. Canberra: Asia Pacific Press and Suva: ISP, University of the South Pacific, pp.151-169.

US Census Bureau

2001 The Native Hawaiian and Other Pacific Islander Population: 2000. Census 2000 Brief. (<http://www.census.gov/prod/2001pubs/c2kbr01-14.pdf>). (December 20, 2002).

Wareham, Evelyn

2002 *Race and Realpolitik: The Politics of Colonisation in German Samoa*. Frankfurt: Peter Lang.

Western Samoa, Government

1971 Report of the Committee Appointed by Cabinet to Investigate and Report upon the Institutions of Pulenu'u, Pulefa'ato'aga and Local Government. (manuscript).

- Western Samoa, Legislative Assembly
- 1959 Citizenship of Western Samoa Ordinance. *Ordinances and Regulation Reprint 1920-1959*, p107. Apia: Government Printer.
 - 1979 *Report of the Committee Appointed by Cabinet to Investigate the Election of Members of Parliament*. Parliamentary Paper 1979 no.13. Apia: Government Printer.
 - 1990 *Village Fono Act 1990*. Act no.3. Apia: Government Printer.
 - n.d. *The Constitution of the Independent State of Western Samoa*. Apia: Government Printer.
- Williams, John
- 1837 *A Narrative of Missionary Enterprises in the South Sea Islands; With Remarks upon the Natural History of the Islands, Origin, Languages Traditions, and Usages of the Inhabitants*. London: John Snow.
- 山本 真鳥
- 1984 ファレアタの地縁組織——サモア社会における称号システムの事例研究『国立民族学博物館研究報告』9 (1) : 151-189。
 - 1989 「都市化の中の首長システム——西サモアにおける首長称号保持者間の役割分化」『国立民族学博物館研究報告別冊』6 : 301-329。
 - 2000 「近くて遠い隣人たち——近代史の中の西サモアとアメリカ領サモア」吉岡政徳・林敷男編『オセアニア近代史の人類学的研究』国立民族学博物館研究報告別冊21号, pp.347-374。
- Yamamoto, Matori
- 1987 The Territorial Organization of Faleata: A Case Study of the Title System in Samoan Society. In Iwao Ushijima and Ken'ichi Sudo, eds., *Cultural Uniformity and Diversity in Micronesia*. Senri Ethnological Studies 21. pp.205-237.
 - 1994 Urbanisation of the Chiefly System: Multiplication and Differentiation of Titles in Western Samoa. *The Journal of the Polynesian Society*. vol.103 no.2, pp.171-202.